

第 1 節 施策の方針

第 2 節 基本施策

2-1 環境施策の体系

2-2 基本施策と主要施策

第 3 節 重点プロジェクト

3-1 位置付けとねらい

3-2 重点プロジェクト

3-3 取り組み

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

第1節 施策の方針

環境施策の方針について、竜王町環境基本条例では以下のとおり定義されています。

『竜王町環境基本条例第8条（施策の基本方針）』

第8条 町は、環境の維持保全および育成を図るために、町民の積極的な参加と自主的な努力を基本として、次に掲げる基本方針に基づく各種施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境および自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等の環境を良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が自然的社会条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 潤いと安らぎのある生活空間が形成され、人と自然との触れ合いが確保されるよう、清らかな水環境の形成、豊かな森の創出、地域の個性を生かした美しい景観の形成、歴史的遺産の保全および活用による文化的環境の形成が推進されること。
- (4) 環境への負荷の低減に資するよう、廃棄物の減量、資源およびエネルギーの消費の抑制または循環的な利用等が促進されること。
- (5) 良好な環境の保全および創造を効率的かつ効果的に推進するため、町、町民および事業者が協働して取り組むことのできる社会が構築されること。

環境基本計画では、竜王町環境基本条例第8条および、前章第2節「特性と課題」で実施したアンケートの結果から得られた町民等の環境への思いに配慮し、課題解決にむけて早急に必要な施策、環境像の実現にむけて持続的発展が可能な施策の方針について7つの科目を設定し、以下のとおり示します。

また、環境基本計画では、設定した施策の方針を「環境目標」と位置付けします。

施策の方針（環境目標）

科 目	施策の方針（環境目標）
自然環境	豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然とのふれあいの確保）
生活環境	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ
歴史文化環境	誇れる歴史・文化を 守りつなぐ
地球環境	地域から地球環境の保全に貢献する
再生可能エネルギー等	再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる
災害時の環境安全	被災時の住民の生活を、からだを、こころを守る
環境教育	竜王の自然・環境を知って、つなぐ

「施策方針」の中で文末を「つなぐ」としたことは、環境基本条例第3条の基本理念において「将来世代へ継承していくことを目的とする」としていることを念頭に、「継承」をイメージしやすくまた親しみやすい言葉として表現しました。

第2節 基本施策

環境目標別に施策を具体的に示します。

2-2 環境施策の体系

7つの「環境目標」の実現に向けて、15の「環境要素」それぞれについて「基本施策」を定めました。

(自) 自然環境 環境目標：豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然とのふれあいの確保）

環境要素	基本施策
森林の環境	恵み豊かな森林づくり
田園部の環境	緑豊かで多様な自然環境の保全
	健全な生態系の維持、生物多様性の確保
	田園空間の保全
まちの環境	開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みづくり

(生) 生活環境 環境目標：安心を、住みやすさを、創ってつなぐ

環境要素	基本施策
大気環境	良好な大気環境づくりの推進
水・土壌環境	良好な水・土壌環境づくりの推進
廃棄物（ごみ減量・分別）	5Rと適正な廃棄物処理の推進
身近な生活環境	生活環境の保全・維持・向上 気持ちよく暮らせるまち

(文) 歴史文化環境 環境目標：誇れる歴史・文化を 守りつなぐ

環境要素	基本施策
文化財の保護	歴史・文化的環境の保全・継承
文化財の認知促進	歴史・文化的環境の認知を広めるため、教育の機会を設定する

(環) 地球環境 環境目標：地域から地球環境の保全に貢献する。

環境要素	基本施策
地球温暖化	地域からの行動による地域温暖化防止への貢献
その他地球環境問題	地球環境問題への適切な対応

(エ) 再生可能エネルギー等

環境目標：再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる

環境要素	基本施策
再生可能エネルギー等の促進	太陽光、風力、太陽熱、バイオマス、農林資源活用など

(災) 災害時の環境安全

環境目標：被災時の住民の生活を、からだを、ここを守る

環境要素	基本施策
被災時の生活環境づくり	被災時に生活困難な環境を作らない

(育) 環境教育

環境目標：竜王の自然・環境を知って、つなぐ

環境要素	基本施策
学ぶ	自然・環境について自ら考え行動が出来る人材の育成
環境保全活動	環境団体の育成 自治会活動の奨励

2-2 基本施策と主要施策

定めた15の「環境要素」について、それぞれ「基本施策」と「主要施策」を定めました。

(表について)

科 目：本基本計画にて分類した環境の科目

(自) 自然環境 (生) 生活環境 (文) 歴史文化環境 (環) 地球環境

(工) 再生可能エネルギー等 (災) 災害時の環境安全 (育) 環境教育

環境目標：設定した施策の方針です。

環境要素：設定した環境目標において分類した施策の対象です。

基本施策：設定した環境要素における基本的な施策です。

主要施策：基本施策を実現するための具体的な施策です。

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ (人と自然とのふれあいの確保)	
環境要素	(自 -1)	森林の環境
基本施策	(自 -1-1)	恵み豊かな森林づくり
主要施策	森林環境の保全整備等 ・ 法律等の基づく計画的な森林整備 県の「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づく森林づくりに関する情報を提供し、計画的な間伐や下草刈りを促進します。 ・ 森林の多面的機能の理解の促進 県が実施する森林環境学習「やまのこ」事業に関する情報を提供し、学校教育の一環として森林環境学習施設およびその周辺森林での体験型学習の活用を検討します。 雪野山、鏡山などの森林地域は、森林が有する多面的な機能に配慮し、適切な維持管理のもと保全に努めるとともに、自然体験型レクリエーション機能の強化を図ります。	

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然とのふれあいの確保）	
環境要素	(自 -2)	田園部の環境
基本施策	(自 -2-1)	緑豊かで多様な自然環境の保全
主要施策	・ 良好な自然景観の保全活用 多様な自然環境の生態系維持や水源かん養などの環境保全機能を守るために、緑地や水辺などの保全と相互のネットワークを確保していきます。 ○里山の維持管理、機能回復利用の促進 ○農地・平地部の自然の保全 ○ため池・河川の自然の保全 ○冬期湛水管理による生物多様性の保全 鏡山を中心とした三上・田上・信楽県立自然公園など、自然環境の保全を基本とした維持すべき地域について、適正に保護し活用を推進します。地域特性を踏まえつつ、自然学習やレクリエーション等の場として利用を図ります。 県が実施する「たんぼのこ」事業に関する情報を提供し、学校教育の一環として農業体験型学習を推進します。 開発事業者への規制・指導および協議等を通じて、土地利用の改変を必要最小限にするなど、開発事業時における適切な景観配慮を促進します。 ・ 水辺空間の保全、整備 自然環境として安らぎと潤いを与えるために、あぜ道や農道、用排水路などを多自然型のもとへ転換させていく取り組みを促進します。 ○あぜ道、農道、水路の樹林・草地の既存植生の保全・創出 ○環境に配慮した工法によるあぜ道、水路の整備、魚道の設置 ○冬期湛水管理による生物多様性の保全 町内を流れる河川の保全と活用を図り、自然景観や植物の特性を活かした親水護岸や公園の整備を進めます。	

科 目	自然環境		(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然とのふれあいの確保）		
環境要素	(自 -2)	田園部の環境	
基本施策	(自 -2-2)	健全な生態系の維持、生物多様性の確保	
主要施策	・ 生物の生態・生育環境の保全・再生 竜王町は環境保全型農業を推進し、サギやトンボ、ドジョウ、カエルなどの水辺の生き物との共存を重視しています。冬期湛水管理や有機農業等を実施し、生物多様性保全に資する営農活動を導入し環境負荷の軽減を図ります。 ○あぜ道、農道、水路の樹林・草地の既存植生の保全・創出(再掲) ○環境に配慮した工法によるあぜ道、水路の整備、魚道の設置(再掲) ○堤防、水路、河川沿いの既存植生の保全・創出 ○冬期湛水管理による生物多様性の保全(再掲) ・ 野生動植物の適正な保護・管理 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画」を踏まえ、関係機関と連携し、講ずべき施策を推進します。 ○関係機関と連携し、野生動植物の生息・生育状況等の実態把握や公表に努めます。 ○関係機関と連携し、けがや病気の希少野生動植物種の保護に努めます。 ○希少野生動植物の絶滅予防的対策や捕獲・採取の抑制、保護増殖について、町ホームページや広報紙等により啓発します。 ○外来種による生態系等に係る被害の防止のため外来種の飼育者への管理・野外放置の禁止や防除などについて、町ホームページや広報紙等により啓発します。 ○ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等のいわゆる有害鳥獣による農作物被害防止対策を広域的な連携を図りながら推進します。		

科 目	自然環境	(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然とのふれあいの確保）	
環境要素	(自 -2)	田園部の環境
基本施策	(自 -2-3)	田園空間の保全
主要施策	・ 農村環境の整備 耕作放棄地を農地として利用できる仕組みづくりによる農地の確保を行い、適正な保存と管理を促進し農村環境を保全します。 ・ 環境保全型農業の推進 健全な土壌環境を保全するため、有機栽培、減農薬栽培および減化学肥料栽培への取り組みを促進する。 多様な自然環境の生態系維持や水源かん養などの環境保全機能を守るために、緑地や水辺などの保全と相互のネットワークを確保していきます。（再掲） ○里山の維持管理、機能回復利用の促進 ○農地・平地部の自然の保全 ○ため池・河川の自然の保全 ○冬期湛水管理による生物多様性の保全 「竜王町農業環境基本計画」は、町ホームページの活用や講習会を開催することで農業者等への周知の徹底を図ります。	

科 目	自然環境		(自)
環境目標	豊かな自然 守ってつなぐ（人と自然とのふれあいの確保）		
環境要素	(自 -3)	まちの環境	
基本施策	(自 -3-1)	開発と環境の調和のとれた、緑あふれる街並みづくり	
主要施策	・ 良好な住環境の保全・創出 「竜王町都市計画マスタープラン」に掲げた将来都市構造に示された「拠点形成の基本方針」「軸形成の基本方針」「土地利用ゾーニング」に基づき、開発と環境保全の調和のとれた秩序のある土地利用を推進します。 ・ エコ景観づくりプロジェクト(竜王町エコタウンプラン行動計画) 近自然型環境づくりガイドラインを策定し屋上緑化・壁面緑化・ビオトープ・建物敷地緑化などを図ります。 ・ 街並みの保全・整備 街路樹や生け垣などを活かしながら、歴史のある建築物と調和した街並みの保存と創造に努めます。 タウンセンターや大型商業施設および観光施設等における周辺環境との調和を図り整備を推進します。 ・ 公園・緑地の計画的な保全・整備 地域で気軽に利用できる公園・緑地・広場などを計画的に整備します。 公園や緑地等の管理を、地元団体などと連携して行います。 ・ 市街地の緑化推進 敷地緑化・建物緑化・コミュニティガーデンなどの緑の環境づくりを推進し、緑豊かな住宅地の景観形成に努めます。 良好な緑化事例の紹介等を通じて、民間事業所や店舗等の緑化を促進します。 ・ 公共施設等の緑化の推進 緑化推進条例に基づき公共施設等では率先して緑化に努めます。庁舎や学校等では、率先して緑のカーテンを導入します。 主要道路沿道における歩道の整備にあわせて、街路樹の植樹を推進します。		

科 目	生活環境		(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ		
環境要素	(生 -1)	大気環境	
基本施策	(生 -1-1)	良好な大気環境づくりの推進	
主要施策	- 暮らしに伴う大気環境負荷の低減 野焼きなどによる大気環境への負荷を抑制するため、野焼き禁止について指導や啓発に努めます。あわせて家庭ごみの適正な処理方法について指導や啓発に努めます。 - 事業活動に伴う大気環境負荷の低減 大気汚染法に基づき、工場や事業所の使用燃料の適正化に向けた指導や普及啓発に努めます。 - 自動車からの大気環境負荷の低減 環境負荷の少ない運転技術の普及、エコドライバーの育成に努めます。 自家用自動車以外の交通手段の確保のため、地域の実態に即した交通システムを構築します。		

科 目	生活環境		(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ		
環境要素	(生 -2)	水・土壌環境	
基本施策	(生 -2-1)	良好な水・土壌環境づくりの推進	
主要施策	・ 河川の整備 滋賀県流域治水基本方針に基づき、滋賀県と連携のもと、計画的な河川改修の推進に努めます。 ・ 生活排水処理対策の推進、水洗化の普及 公共下水道、農業集落排水処理施設および浄化槽等の生活排水処理施設について、各地域の特性に応じた最も適した整備方法を選択し、生活排水処理を効率的に推進します。 環境に配慮した下水処理が実現できるよう、下水道や合併処理浄化槽の整備に努めるとともに適切な維持・管理を推進します。 災害時のライフライン確保のために整備を推進します。 ・ 産業排水処理対策、油など漏えい対策の推進 事業所からの未処理排水や化学物質、油などの漏えいを防止するため、適切な設備の設置や維持管理、作業方法等について指導します。 ・ 土壌環境の保全 関係機関と連携し、工場や事業所における土壌の汚染防止に努めるよう指導します。 関係機関と連携し、適正な農薬使用と有機質利用による土づくりを推進します。 ・ 河川愛護事業の推進 町内を流れる河川の保全と活用を図るため、河川の整備をボランティア団体、地元自治会と連携し計画的に推進します。 ・ エコライフプロジェクト(竜王町エコタウンプラン行動計画) 竜王町の水環境についての学習会、啓発活動、イベントなどの保全推進活動を図ります。		

科 目	生活環境	(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ	
環境要素	(生-3)	廃棄物（ごみ減量・分別）
基本施策	(生-3-1)	5Rと適正な廃棄物処理の推進
主要施策	・ごみの減量化に関する町民意識の啓発 広報活動、学校教育、生涯学習活動、各種イベント、町民・事業者への説明などの機会を通じて、ごみの5R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ・リジェネレート）について町民意識の啓発を行います。 ごみの5Rに取り組む町民や事業者の活動を促進するため、各主体間のネットワークづくりを推進します。 ・エコライフプロジェクト（竜王町エコタウンプラン行動計画） ごみの現状についての学習会、各種イベントでの啓発活動を行い、ごみの分別、生ごみ堆肥化などのごみの減量を推進します。 ・ごみの発生抑制・減量化（リデュース・リフューズ） 容器包装廃棄物の排出抑制のための啓発活動を推進します。 ○詰め替え可能な商品およびリターナブル容器を用いた商品を積極的に使用することを呼びかける。 ○町内各区（地域）における集団回収の取り組み推進や小売店での店頭回収を呼び掛ける。 ○商品の過剰包装を抑制するため小売店での包装の簡素化の推進や簡易包装を求める意識を啓発する。 ○買い物袋を持参するマイバッグ運動を推進する。 生ごみの減量化を図るため、生ごみ処理器またはボカシ容器セットの購入補助を行う制度（竜王町ごみ減量化推進事業補助金交付要綱）の周知に努めます。 ・再使用、再生品使用の促進（リユース・リサイクル・リジェネレート） 可燃ごみの減量化を図るとともに、リサイクル可能な資源ごみとして集団回収で処理されるよう、各地区の回収団体が行っている活動の維持・開拓に努めます。 小売店が実施する店頭での資源ごみの回収を促進します。 事業系ごみやリサイクル可能な古紙類等については、町および事業者ごとに独自の売却ルートを開拓し、事業者自らによる資源化と適正な処理を促進します。 ・再生品（再生紙、トイレットペーパー、ノートなど）の使用を推進します。 各種リサイクル法や業界の自主的な取り組みにより資源化ルートが確立しているものについて、情報提供の充実により資源化の徹底を図ります。 ・廃棄物の適正処理の推進 一般廃棄物処理実施計画・処理実施計画を策定し、町民や事業者とともにごみ処理や5Rの取り組みを計画的に推進します。 広域行政による連携のもと処理体制を整え、環境に配慮しながら適正な処理を行います。 ごみ収集カレンダーの作成・配布を通じて、町民へごみの正しい分別方法や収集日の周知徹底を図ります。 正しい分別の啓発・実践のため、指定ごみ袋の記名出し制度を継続して実施します。 ごみステーションの管理状況を定期的に監視し、地域での自主的な管理を促進します。 ・廃食油の燃料化 家庭などで使用された廃食用油の回収し、燃料としての再利用を促進します。	

科 目	生活環境	(生)
環境目標	安心を、住みやすさを、創ってつなぐ	
環境要素	(生 -4)	身近な生活環境
基本施策	(生 -4-1)	生活環境の保全・維持・向上 気持ちよく暮らせるまち
主要施策	・ 公害防止体制の整備 県など関係機関の協力を得て、公害パトロールや立入調査を実施し、監視体制の強化に努めます。 町民から寄せられる公害・環境問題など様々な苦情に対し、町民・事業者・行政の責務を明確にし、関係機関と連携して迅速に対応します。 公害・苦情に対し、条例・規則に則った正しい行政指導を行うためのルールづくりと、町民・事業者への啓発活動を行います。 ・ 騒音、悪臭など近隣公害の未然防止 交通騒音や振動の著しい道路では、関係機関と連携し、低騒音舗装の整備や街路樹・植栽帯等の緩衝帯の設置、路面整備等を促進します。 暴走行為に関係する著しい騒音について、関係機関と連携し、暴走行為の撲滅を図ります。 ペットの鳴き声など、ペットの適切な飼い方やマナー・モラルの向上を図ります。 ピアノやカラオケなどの近隣生活騒音の防止に関する普及活動に努めます。 騒音規制法、振動規制法に基づき、工場や事業所における騒音・振動防止の指導・規制を推進します。 家庭における生活雑排水対策や浄化槽の整備・点検など、悪臭防止に関する対策や取り組みについて普及啓発に努めます。 畜産農家へのふん尿処理、臭気防止等の設備投資に対する助成制度の情報提供に努めます。 畜産農家に対し、家畜排泄物の管理の適正化および利用の促進が図られるよう、ふん尿処理施設の整備、臭気防止等の指導に努めます。 悪臭防止法に基づき、工場や事業所における悪臭の指導・規制を推進します。 ・ 不法投棄やごみのポイ捨て防止対策の推進 町民、事業者、土地所有者等に対し、広報紙やチラシ等を通じてごみの不法投棄や散乱防止に関する意識啓発を図ります。また必要に応じ、不法投棄の禁止を強く呼びかける啓発看板を設置します。 観光やレクリエーション等で本町を訪れる人々に対し、看板等の設置を通じて、ごみの持ち帰りを促進します。 小中学校等におけるごみのポイ捨て防止や不法投棄に関する教育の充実を図ります。 不法投棄の多い場所を中心とした定期的な環境パトロールを実施します。 悪質な不法投棄の未然防止対策として監視カメラの導入など、警察等関係機関とも連携しながら不当投棄の根絶を促進します。	

	・環境美化運動の推進 自治会やボランティア組織等の自主的な美化保全を行う団体に対し、環境美化運動への参加を促進します。 町内を流れる河川の環境美化運動をボランティア団体、地元自治会と連携し計画的に推進します(再掲)。 散歩時等におけるペットのふんの後始末や日常のごみ出しなどについて、広報紙やパンフレット等を通じてルール・マナーの向上に努めます。 空き家や空き地などについて、管理者に対して除草や衛生害虫の予防、駆除等の適正管理を啓発・指導します。 環境美化や緑化活動などに積極的に取り組む個人や団体を顕彰します。 ・一斉清掃の実施と参加 広報紙等を通じ、一斉清掃の実施についてお知らせし、町民、事業者等の参加を啓発します。
--	---

科 目	歴史文化環境	(文)
環境目標	誇れる歴史・文化を 守りつなぐ	
環境要素	(文-1)	文化財の保護
基本施策	(文-1-1)	歴史・文化的環境の保全・継承
主要施策	・文化財の保護・活用 苗村神社、鏡神社や龍王寺ほか貴重な歴史的建造物について、観光施設として利用しながら、保全・整備に努めます。 文化財の総合的な活用を視野に入れた整備計画を策定し、指定文化財の計画的整備を進めていきます。 ・郷土の歴史・文化の保全・継承 郷土に伝わる伝統のまつりの振興に努めます。 町民への学習活動の支援等を通じて、歴史や伝統文化、芸能等の地域資源の保全・継承を図ります。	

科 目	歴史文化環境	(文)
環境目標	誇れる歴史・文化を 守りつなぐ	
環境要素	(文-2)	文化財の認知促進
基本施策	(文-2-1)	歴史・文化的環境の教育・認知促進
主要施策	・文化財の教育、認知の促進 文化財に対する興味・関心が高まるよう、学習機会の充実を図ります。 「竜王町町勢要覧」や「竜王町遺跡リーフレット」などの広報資料により、町内の文化財や遺跡を周知し、認知を促進します。 ・文化財を有する地区住民の育成、活動支援 地域の文化財は地域で守ることを基本に、文化財保護ボランティアを育成し、文化財の保存活動に努めます。	

科 目	地球環境	(環)
環境目標	地域から地球環境の保全に貢献する	
環境要素	(環-1)	地球温暖化
基本施策	(環-1-1)	地域からの行動による地域温暖化防止への貢献
主要施策	・環境負荷の少ない生活様式の推進 環境月間(6月)や地球温暖化防止月間(12月)、クールアースデー(7月7日)などについて、広報紙における普及啓発記事を掲載することにより、地球温暖化防止に対する町民の関心を高めます。 住宅計画にエコシステム(雨水利用・井戸水利用・太陽光パネル・コージェネレーション・ごみリサイクル等)の導入促進を図ります。 町民を対象に、家庭での省エネ行動の取り組みを促します。 ・環境負荷の少ない自動車利用の促進 町の公用車として、低燃費車等の低公害車を率先して導入します。 エコカー減税等の環境に配慮した自動車利用を促すための情報提供に努めます。 ・自動車利用の抑制 自家用自動車以外の交通手段の確保のため、地域実態に即した交通システムを構築します。(再掲) バスの運行方法について検討し、町民、町訪問者が利用しやすいバスの在り方を図ります。 町内の事業所に対し、公共交通や自転車・徒歩等による「エコ通勤」の実践を呼びかけます。 ・環境負荷の少ない燃料の使用促進 家庭などで使用された廃食用油の回収し、燃料としての再利用を促進します。 ・エコライフプロジェクト(竜王町エコタウンプラン行動計画) 省エネルギーについての学習会、文化祭での啓発活動などの省エネルギー推進活動を図ります。	

科 目	地球環境	(環)
環境目標	地域から地球環境の保全に貢献する	
環境要素	(環 -2)	その他地球環境問題
基本施策	(環 -2-1)	地球環境問題への適切な対応
主要施策	・ オゾン層破壊への対応 特定フロン of 適正な回収・処理について普及啓発、指導に努めます。 なお、代替フロンに関してはオゾン層破壊には影響しないが、温室効果ガスとして指定されていることから、適正な処理、回収につとめます。 ・ 酸性雨対策の推進 関係機関と連携し、酸性雨の発生状況について、情報収集・把握および町民への情報提供に努めます。 ・ PM2.5への対応 関係機関と連携し、PM2.5の発生状況について、情報収集・把握および町民への情報提供に努めます。	

科 目	再生可能エネルギー等	(工)
環境目標	資源を有効に活用し、つなぐ	
環境要素	(工 -1)	再生可能エネルギー等の促進
基本施策	(工 -1-1)	再生可能エネルギー等を活用したエコライフを広げる
主要施策	・ 再生可能エネルギー等の普及推進 太陽光、風力、太陽熱、バイオマスなど、再生可能エネルギー等について、情報収集・把握および町民への情報提供に努めます。 ・ 太陽光エネルギーの利用 太陽光パネルによる公共施設の電源供給を推進します。 ・ 農林資源活用による発熱システム開発 公共施設への温水供給を目指し、農林資源の活用を検討します。 ・ 環境負荷の少ない燃料の使用促進 家庭などで使用された廃食用油を回収し、燃料としての再利用を促進します。	

科 目	災害時の環境安全		(災)
環境目標	被災時の住民の生活を、からだを、こころを守る		
環境要素	(災 -1)	被災時の生活環境づくり	
基本施策	(災 -1-1)	被災時に生活困難な環境を作らない	
主要施策	・ 避難所の設備環境 指定避難場所の適応性を検討し、避難者のストレスを最小限に抑える対策を検討します。 ・ ライフラインの確保 飲料水、食料、電気の他、被災時の生活を保護するために。迅速にライフラインを確保する体制を検討します。 ・ 廃棄物の処理体制 避難時に発生する廃棄物の処理について、し尿処理・ごみ処理の臨時的な収集・貯留方法を避難者の衛生並びに環境(臭いの問題)の観点から対策を検討します。 また、防災トイレの普及についても検討します。 ・ 有害物の漏えい 災害時における有害物の大気中、公共水域中、居住域および田畑等への漏えいを想定した対策を検討します。		

科 目	環境教育	(育)
環境目標	竜王の自然・環境を知って、つなぐ	
環境要素	(育-1)	学ぶ
基本施策	(育-1-1)	自然・環境について自ら考え行動が出来る人の育成
主要施策	・環境情報の収集・提供 町立図書館において、環境学習に取り組むために有効な図書や資料等の充実を図ります。 町の環境の状況や町が行っている環境保全の取り組み等を分かりやすく整理した年次報告書「竜王の環境」を必要に応じて作成し公表します。 ・環境学習の場や機会の充実 各種団体を中心に環境に関する学習の場を設置しています。 環境に関連した題材でポスター展を開催し、環境問題について考えてもらう機会とします。 小中学校において、児童、生徒や教職員が協力して省エネ施策を検討し、節電を実現します。 小学校において「うみのこ・やまのこ・たんぼのこ」等の体験学習を実施し、身近な環境への理解を促進します。 地域公民館などの社会施設を活用して、生涯学習等の一環として環境教育・環境学習の取り組みを促進します。 子どもと高齢者などの世代間交流を通じて、地域の文化や自然等、地域力を向上させるための取り組みを検討します。 ・人材の育成・活用 環境カウンセラー等の利活用を通じて、環境学習の促進を図ります。 環境保全に関する各種講習会や研修会などの開催や紹介等を通じて、地域における指導者の養成に努めます。	

科 目	環境教育	(育)
環境目標	竜王の自然・環境を知って、つなぐ	
環境要素	(育-2)	環境保全活動
基本施策	(育-2-1)	環境団体の育成
主要施策	・NPO団体の育成 NPO団体等の育成を図るため、地域リーダーの発掘・育成と組織化を推進します。 ・事業者の取り組みの促進 商工会と連携するなどし、事業者におけるエコアクション21等の環境マネジメントシステムの取り組みを促進します。	

科 目	環境教育		(育)
環境目標	竜王の自然・環境を知って、つなぐ		
環境要素	(育 -2)	環境保全活動	
基本施策	(育 -2-2)	自治会活動の奨励	
主要施策	・自治会活動活性化の奨励 まちづくりの方向や課題を町内全体で共有するとともに、各自治区や団体において、懇談会を促進します。 農地・水・環境保全向上対策事業の実施により、自治会組織として農村環境保全・景観形成活動への取り組みを促進します。 「エコ活動」「生活環境基盤の整備活動」「安全・安心なまちづくり活動」等を開催しています。		

第3節 重点プロジェクト

科目別に施策を講じる為の重点プロジェクトを示します。

3-1 位置付けとねらい

本町環境基本計画で掲げる「環境未来像」や「環境目標」を実現するため、重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクトは、「主要施策の推進」と「積極的施策」の2つの柱とします。

「主要施策の推進」 「主要施策」は、現在において既に竜王町及び町民並びに事業者が取り組んでいる事項です。農業、都市整備、教育など多くの分野から多面的に環境への取り組みが実施されていますが、今回のアンケート結果から、関係情報の十分な周知が出来ていないことが判明しました。まずは現在の取り組みを認知してもらい、より多くの取り組み成果が得られるよう、「主要施策」を広報し、啓発していくことが重要と考えました。

「積極的施策」 良好な環境の保全および創造を実現する為に、短期的、長期的な観点から優先して取り組むべき施策を明確にする必要があると考え、設定しました。

3-2 重点プロジェクト

左記の位置づけとねらいを踏まえ、「主要施策の推進」について重点プロジェクトを5つ、「積極的施策」について重点プロジェクトを4つとします。

●主要施策の推進

重点プロジェクト1	自然環境と生活の利便性が調和した町を将来世代へ (森林や農地の保全・活用とタウンセンターエリアの整備) ・環境形成の満足度を70%に
重点プロジェクト2	省資源・循環型のライフスタイルから生まれる豊かな環境を将来世代へ (ごみの減量化・廃棄物再生利用・再生可能エネルギー等の促進) ・ごみの減量・省エネ、リサイクル対策の満足度を70%に
重点プロジェクト3	自然豊かな文化の薫る「住みたい町」を将来世代へ (まち美化の推進) ・環境保全の満足度を80%に
重点プロジェクト4	安心安全な住みよい環境を将来世代へ (水環境・大気環境の保全・向上、災害時の生活環境保全) ・環境保全の満足度を80%に
重点プロジェクト5	豊かな自然・住みよい環境を自分たちで造り、将来世代へ (自然・環境について自ら考え行動が出来る人の育成)

●積極的施策

重点プロジェクト6	竜王町環境マイスター育成学習会の実施(地区懇談会ベース) (テーマ：自然環境、廃棄物、生活環境、再生可能エネルギー等、防災時生活環境をテーマに、開催回数5回)
重点プロジェクト7	太陽光発電を含めた再生可能エネルギー等の利用促進運動
重点プロジェクト8	低公害車、低燃費車、軽自動車の利用推進
重点プロジェクト9	身近な環境の整備、「空き家対策」 (利用促進)

3-3 取り組み

●主要施策の推進

重点プロジェクト1	自然環境と生活の利便性が調和した町を将来世代へ (森林や農地の保全・活用とタウンセンターエリアの整備) ～環境形成の町民満足度を70%に～
取り組みのねらい	自然環境や田園風景等、これまで当たり前に捉えられていたものが、地域資源として見直されています。 田園空間は、食糧生産の場としてではなく、火災時には防火用水、大雨時にはミニダムとして機能するとともに、多様な生物の生息の場、心癒される空間等、多面的・公益的な役割を果たしています。しかし担い手不足、生産調整などにより、耕作が放棄された農地が増え、土地の荒廃とともに公益的機能も低下しています。 また雪野山、鏡山の森林は、二酸化炭素の吸収や、水源、多様な生物の生息の場といった様々な公益的機能を有していますが、森林が荒廃しつつあります。 一方で、町民の生活機能の充実と利便性の観点からタウンセンターエリアを整備しています。 竜王町では、生活の利便性と、地域の自然や景観に配慮したバランスの良い竜王町らしい生き生きとしたまちづくりをめざします。
町の取り組み	町民の環境形成に対する満足度が70%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。 ・森林の多面的機能の理解 ・良好な自然景観の保全活用 ・生物の生態・生育環境の保全・再生 ・野生動植物の適正な保護・管理 ・農村環境の整備 ・環境保全型農業 ・良好な住環境の保全・創出 ・エコ景観づくりプロジェクトに基づく景観づくり ・街並みの保全・整備 ・公園・緑地の計画的な保全・整備 ・市街地、公共施設等の緑化
町民の取り組み	・環境保全に理解を深めよう。 ・それぞれの立場で環境保全に努めます。 ・地域で行う保全活動に積極的に参加します。
事業者の取り組み	・環境保全に理解を深めよう。 ・それぞれの事業者で環境保全に努めます。 ・敷地内の緑化を推進します。 ・地域で行う保全活動に積極的に参加します。

重点プロジェクト2	省資源・循環型のライフスタイルから生まれる豊かな環境を将来世代へ（ごみの減量化・廃棄物再生利用・再生可能エネルギー等の促進） ～ごみの減量・省エネ、リサイクル対策の町民満足度を70%に～
取り組みのねらい	資源の枯渇や地球温暖化など深刻な環境問題に直面しているなか、恵まれた環境を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を構築していくため、生活様式を省資源・循環型に転換していかなければなりません。 町民には限られた資源を大切にする意識が浸透し、買い物に伴って生じる容器包装ごみの減量や資源ごみのリサイクルなど資源循環型のライフスタイルが根付き始めています。 この様な取り組みをさらに広げ、町民から町民へと資源循環型のエコライフの幅が広がるまちづくりをめざします。
町の取り組み	町民のごみの減量・省エネ、リサイクル対策に対する満足度が70%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。 ・ごみの発生抑制・減量化 ・再使用・再生利用 ・廃棄物の適正処理 ・廃食油の燃料化 ・太陽光エネルギーの利用 ・農林資源活用による発熱システム開発 ・再生可能エネルギー等の普及
町民の取り組み	・ごみをださない、資源を無駄に使わない生活を考え、実践します。 ・ごみ・資源の分別の徹底をします。 ・廃食油を集めて燃料資源にします。 ・生ゴミをたい肥化し、肥料として活用します。 ・簡易包装商品の購入を積極的におこないます。 ・マイバッグの利用を積極的におこないます。
事業者の取り組み	・事業活動から発生する廃棄物のリサイクルを推進します。 ・太陽光や風力発電など再生可能エネルギー等を利用します。 ・過剰包装の自粛を推進します。
重点プロジェクト3	自然豊かな文化の薫る「住みたい町」を将来世代へ（まち美化の推進） ～環境保全の町民満足度を80%に～
取り組みのねらい	東に雪野山、西に鏡山に囲まれ、緑豊かな沃野が広がり水田が総面積の30%を占める竜王町。埋蔵文化財や史跡、社寺など歴史的遺産が豊富に存在し、それらを保全するための活動も行われています。本町の豊かな自然や歴史・文化をいかしたまちづくりを進めるためには、町全体が協力をして取り組みを進めることが求められます。従来から行っている広報紙、パンフレットなどによる啓発活動や環境美化活動への参加促進を通じて環境づくりをさらに進めるとともに、市街地等の緑化を推進し、自然と人が調和したまちづくりをめざします。

町の取り組み	町民の環境保全に対する満足度が80%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。 ・不法投棄やごみのポイ捨て防止対策 ・環境美化運動 ・一斉清掃実施 ・河川愛護事業 ・文化財の保護・活用
町民の取り組み	・不法投棄、ポイ捨てはしません、させません。 ・環境美化運動へ積極的に参加します。 ・一斉清掃へ積極的に参加します。 ・河川愛護事業への参加文化財の保護活動を実施したり、文化財の活用を進めます。
事業者の取り組み	・従業員の意識啓発および環境教育を積極的に行い、意識向上を目指します。 ・不法投棄は絶対に行わない。 ・地域環境保全活動へ積極的に参加します。 ・文化財の保護活動を実施したり、文化財の活用を進めます。

重点プロジェクト 4	安心安全な住みよい環境を将来世代へ (水環境・大気環境の保全・向上、災害時の生活環境保全) ～環境保全の町民満足度を80%に～
取り組みのねらい	本町には、大小の河川があり、農業用水の大切な水源となっています。また豊かな自然をもたらし、町民の憩いの場となっています。 一方で、宅地化や生活様式の変化などにより、雑排水が水路や側溝を通して河川へ流入することや、捨てられたごみなどによる水質の悪化等が懸念されています。 安全な水を安定的に確保することや、環境に配慮した下水処理を行うことが求められる中、上下水道施設の整備と併せ、老朽管の更新等、適切な維持・管理が求められています。 大気環境については、地球温暖化を引き起こすフロンガスや自動車排ガス、PM2.5の問題や酸性雨など、健康的な生活を阻害する環境が身近に迫っています。 生物の繁栄とともに、人が豊かに生活するためには、水と大気環境を保全し、より良い環境を継承していくことです。 また、甚大な自然災害により避難を余儀なくされた場合、一定レベルの避難環境を設定する必要があります。上水の確保、下水の処理(貯留)方法や他のライフライン確保など、生活環境を想定し、有事の際の準備を検討します。

町民の取り組み	町民の環境保全に対する満足度が80%となるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。 ・水辺空間の保全、整備 ・河川の整備 ・生活排水処理対策の推進、水洗化の普及 ・産業排水処理対策、油など漏えい対策 ・土壌環境の保全 ・河川愛護事業 ・暮らしに伴う大気環境負荷の低減を啓発 ・事業活動に伴う大気環境負荷の低減を啓発 ・自動車からの大気環境負荷の低減を啓発 ・オゾン層破壊への対応を啓発 ・酸性雨対策の推進 ・PM2.5情報の周知 町民の防災対策に対する満足度が60%となるよう、次に掲げる主要施策を推進します。 ・災害時のライフライン確保のための整備 ・避難所設備環境の検討 ・廃棄物処理体制の検討 ・有害物漏えい対策の検討
町民の取り組み	・污水处理施設への適切な維持管理に協力します。 ・河川の除草・ごみ拾いをします。 ・生活排水を側溝・河川などに流さないようにします。 ・自家用車の乗り換え時には、低燃費車などの環境に配慮した車種を優先的に選択します。 ・公共交通機関を利用します。 ・災害時の行動を家族で考え、準備します。
事業者の取り組み	・水質排水基準や大気排出基準を遵守します。 ・工業用水利用の効率化を図ります。 ・排水処理施設、排ガス処理施設の定期的な保守点検・清掃を行い、環境への負荷を軽減します。
重点プロジェクト5	豊かな自然・住みよい環境を自分たちで造り、将来世代へ (自然・環境について自ら考え行動が出来る人の育成)
取り組みのねらい	竜王町の自然豊かな環境を保全するためには、町民すべてが環境保全を自らの問題としてとらえ、各主体が協働して取り組むことが重要です。そのためには、将来を担う子どもたちへの教育や、地域や家庭での教育を積極的に進め、地域に根ざした人材を育成していくことが重要です。 町民一人ひとりが郷土の環境に対する理解を深め、連携して良好な環境の保全を推進します。

町の取り組み	町民一人ひとりの環境に対する理解が深まるよう、次に掲げる主要施策を広報し推進します。 ・環境情報の収集・提供 ・環境学習の場や機会の充実 ・人材の育成・活用 ・NPO団体の育成 ・事業者の取り組みの促進 ・自治会活動活性化の奨励 ・文化財の教育、認知の促進 ・文化財を有する地区住民の育成、活動支援
町民の取り組み	・地域などで開催される環境学習へ積極的に参加します。 ・図書館を利用するなど自主的に環境学習を行います。
事業者の取り組み	・従業員の意識啓発および環境教育を行います。 ・環境学習の開催や、関連する情報を提供します。 ・地域などで開催される環境学習への参加や、開催支援を行います。

●積極的施策

重点プロジェクト 6	竜王町環境マイスター育成学習会の実施
取り組みのねらい	町民一人ひとりが郷土や地域の環境に対する理解を深めるため、地域に根ざした人材を育成していきます。
取り組み	環境学習会の開催(地区懇談会ベース) テーマ：自然環境、廃棄物、生活環境、再生可能エネルギー等、防災時生活環境など 開催回数：5回

重点プロジェクト 7	太陽光発電を含めた再生可能エネルギー等の利用促進運動
取り組みのねらい	省エネルギー社会の実現のため、自然エネルギーを有効活用することで、自然にやさしい社会の実現を、町民みんなで取り組む。
取り組み	太陽光発電の導入斡旋 公共施設への導入推進

重点プロジェクト 8	低公害車、低燃費車、軽自動車の利用推進
取り組みのねらい	省エネルギー社会の実現のため、低公害車を利用することで、自然にやさしい社会の実現を、町民みんなで取り組む。
取り組み	低燃費車の利用促進 軽自動車の利用促進

重点プロジェクト 9	身近な環境の整備と利活用、「空き家対策」
取り組みのねらい	近年問題化している空き家について対策を講じ、周辺環境に調和し衛生的で活気ある地域形成をめざす。
取り組み	空き家情報の収集と整理 空き家周辺地域自治会との整備方法の検討 地域コミュニティとしての利用促進